

調達要求番号：G26-S26-2000519921-00

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等		仕様書番号	
名 称	(冷) 焼餅 (大湊) 外 (令和9年1月分)	承認年月日	
		作成年月日	令和8年9月28日
		改正年月日	
		大湊造修補給所計画調整部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、大湊造修補給所において調達する糧食品について規定する。

2 糧食品に関する要求

2.1 規格

糧食品の規格については、この仕様書及び内訳書ならびに大湊造修補給所糧食品規格書による。

3 品質保証

3.1 見本審査

3.1.1 審査及び承認

官側が内訳書において、見本の提示を要求する品目（「見本提示」と記載された品目）について、審査及び承認を受けるものとする。見本提示する品目において、規格が表示されている箱等も合わせて提示すること。

3.1.2 審査実施場所

大湊造修補給所生糧品受け渡し場

4 出荷条件

4.1 包装

一般商慣習による。ただし、官側が特に指示した場合は、指示された包装とする。

4.2 容器の取扱

容器は、原則として納入業者負担とする。ただし、用済み後返却する容器については、官側で回収し納入業者に返却する。

4.3 包装の表示

包装の表示は、外装の見やすい箇所に次の項目を表示する。

4.3.1 生鮮品

- a) 品名（ただし、外側から内容を確認できるものについては、省略できる。）
- b) 数量
- c) 産地
- d) 納入先の各部隊等の名称

4.3.2 その他の品目

- a) 品名
- b) 数量
- c) 納入先の各部隊等の名称
- d) 製造業者名又は販売業者名
- e) 品質保持期限
- f) 製造年月日

5 発注

5.1 発注方法

納入日の7営業日前までを標準として、官側が発注書を作成し、納入業者に連絡する。ただし、発注後に品目、数量、納入日時等に変更がある場合は、納入業者は官側に変更された品目、数量を指定された納入日時に納入すること。

5.2 発注書

発注書の様式は、**付表1**（陸上部隊（大湊弾薬整備補給所，下北海洋観測所を除く。））及び**付表2**（海上部隊（大湊弾薬整備補給所，下北海洋観測所を含む。））とする。

5.3 特別な対応

緊急の所要が発生した場合は、官側の指示より内訳書規格欄に★印のついた品目のうち指定する数量を発注後2時間以内に指定された場所に納入すること。

6 納入

6.1 納入日時

次の各号に示す納入日時を標準とするが、官側が別に納入日時を指定した場合は、官側が指定した日時とする。

6.1.1 海上部隊

月，水，金曜日：0900～0930

6.1.2 陸上部隊

月，水，金曜日：0800～1000

6.1.3 パン類

パン類については官側が指定した時間に納品する。

6.2 納入要領

発注した品目を、指定された納入日に納入すること。

6.3 納入場所

次の項目の中で指定された納入場所

- a) 大湊造修補給所生糧品受け渡し場（下北海洋観測所の分）
- b) 大湊艦隊基地隊
- c) 第25航空隊
- d) 大湊弾薬整備補給所
- e) 下北海洋観測所(弁当及びパン類のみ)
- f) 官側が別に指定する場所

6.4 検査

- a) 品質（きょう雑物，異物を含む），外觀，数量を検査する。ただし，商用梱包の開封又は冷凍品の解凍後等の納入品の使用時に発覚した品質等の不備については，官側からの連絡をもって協議するものとする。官側との協議により艦艇の行動に影響を及ぼすような場合は，速やかに良品と交換する等の処置を講じるものとする。
- b) a) 項に記す協議の結果，第3者の検査機関に検査を要すると判断された場合，その所要経費については納入業者側の負担とする。
- c) 検査において官側が要求する規格外の商品，欠品，その他の不備により不合格となった場合は，速やかに良品と交換する等の処置を講じるものとする。
- d) 検査は，この仕様書 5.3 項及び本項 b) に記す理由から，原則として納入業者が立ち会うものとする。

6.5 原材料の採取等

- a) 原材料とは，大湊造修補給所が調達する調理用食材をいう。
- b) 原材料の採取は，生糧品納入時に行い，部隊発注分の一部から品目ごとに受領検査官が行う。
- c) 採取に必要な消耗品は，官側で用意する。
- d) 原材料は，一般流通規格を維持し，洗浄及び消毒を行ってはならない。

7 提出書類

- a) 納品書：1部
- b) 納入伝票：2部（納入時に提出）付表3による。

なお，用紙の規格は，A列4番とする。

納入伝票については，品名，単位，数量，期限表示（生鮮品を除く。），産地（生鮮品のみ。）を記入すること。

8 その他

- a) この仕様書に疑義を生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。
- b) 参考銘柄はあくまで参考であり，当該銘柄を指定するものではない。その他，納入，検査等の細部については海上自衛隊仕様書のとおり。
- c) 「海上自衛隊大湊造修補給所糧食品規格書」については，インターネット検索「海上自衛隊入札公告 大湊地区総監部」に掲載のほか，インターネット環境が無い業者については，大湊造修補給所計画調整部需品管制科糧食係と調整の上，取得されたい。

付表1—単価契約(生糧品)発注書

会社名

殿

単価契約(生糧品)発注書
年 月

部隊名

[illegible]

付表2一生糧品発注書

会社名

殿

生糧品発注書

発注年月日	
発注番号	
履行期限	

年 月 日搭載分

NO	品目名	単位	合計	部隊名									
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													

付表3－納入伝票

納 入 伝 票

部隊名 _____

品名	単位	数量	産地及び製造業者名または 販売業者名	期限表示

年 月 日分を上記のとおり納入します。

海上自衛隊大湊地区総監部契約担当官等 殿

業者名 _____

検査官名 _____

検査官名 _____